

○委員長（高橋克法君） ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房教育未来創造会議担当室長瀧本寛君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋克法君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（高橋克法君） 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○古賀千景君 おはようございます。立憲民主・社民の古賀千景です。

まず初めに、先日、私が話したコラムのことについて、答弁は求めませんが、私の考えを話させていたいただきたいと思えます。

先日は、いろいろ医療的などころからしつかり

御意見をいただきました。命を守るといってお医者さんとしての役割をしつかり言われたということ。私は受け止めました。そして、私はその視点が必要だと思いました。大臣の、大臣にも唐突な、いつも私が唐突に質問をするものですので、それでも心から素直にお答えいただいたこと、とてもうれしく思いました。コラムというものが、てんかんの発作はどこで起きるか分からないというところでは、AEDの講習がいろんなところでやられているみたいに、コラムがいろんな人が打てるような、そんな環境づくりが必要なんだろうなということをもう私も考えさせていただきました。ありがとうございます。

そして、でも、どうしても解せなかったのが、やっぱり救急隊員ができないのが学校現場です。というところだけはやっぱりどうしても解せないというところがありました。私も、やりたくないんじゃないんです。やらなくちゃいけないと分かっているから、絶対教職員やるんです、ちゅうちよしても。そして、実際子供たちにもいまして、ばたつと倒れたりとか。いつも、座薬ですよ、ね。前のお薬が、だから座薬を常にランドセルに入れている子とか、そんな子たちにも出会ってきたので必然性は分かっています。でも、例えば救急車が来たときに、救急隊員の方が、いや、僕たちは

できませんから先生やってくださいというような、このまま行けばそのとおりになるわけであって、それはさすがにおかしいのではないかなということとは感じています。

それと、私が質問させていただいたときに、御答弁が、厚生労働省の所管に関わるものということで、なぜ救急隊員ができないのかということ、きちんと私の中では理解することができませんでした。多分、文書だけ見ると、救急隊員ができないことを申し添えますと書いてある文書を見たときに、やっぱり教職員は、えっ、何で、何で救急隊員ができないものを学校教員がするのか、要は不安に思うと思えます。

ですので、もちろん厚生労働省の管轄ではあると思いますが、それを学校に下ろしていかれたということでは、なぜ救急隊員はできなくて学校の教員ができるのかということは、何か文科省としても是非御答弁いただきましたかということもありますし、そのこれから出される文書とかいうときに、そういうなぜなのかということとは教職員が納得できるようなもので出していただきたいなというの思いました。

そして、もう一つ。私、数人に聞きましたが、コラムのことを知らない教職員がたくさんいました。ですので、その部分、もっと、本当に大切なことだと思いますので、周知徹底も必要なの

ではないかと思えます。済みません、失礼しました。

では、法案の方に入ります。法務省告示校機関の審査結果の課題についてお伺いします。

課題について、授業科目、教員、担当時数、運営体制などにおいて基準を満たしていない、特に授業科目が専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものであるとの基準を満たしていないケースが多いというのが法務省告示校機関の課題というところで書かれておりました。これでは学校と言えないのではないかということを感じました。このような課題についてどのようにお考えか、お願いします。

○国務大臣（永岡桂子君） お答えいたします。

法務省告示校の新設時の審査やまた設置者の変更等の際には法務省より意見聴取や情報共有を受ける、これは文部科学省がですね、受ける中で、校長が学校の目標や教育課程の内容を十分に把握していない、また、人員の数や必要な経験が不足をしている、また、受入れを予定している留学生の日本語レベルと教育課程の内容が適合していないなど、教育上の観点から不適切な事例が見られております。これは、教育に関する定期報告等の仕組みがないため、教育上の観点から十分な水準に達していないものが存在しているものと考えられます。

こうしたことから、本法案におきましては、在留管理上の観点から、法務大臣の協力を得つつ、文部科学大臣が認定日本語教育機関から定期報告を受ける旨の規定を定めております。これらを通じまして、課題のある機関があった場合には指導をし、そして改善を図ることで教育の質が確保されるよう取り組んでまいりたい、そう思っております。

○古賀千景君 では、次に行きます。

登録日本語教員に向けて講習があるということをお伺いしました。その講習の内容と受講時間はどれくらいとお考えなのか、教えてください。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え申し上げます。

本法案施行後、登録日本語教員に対しましては、その専門性を高めるため……（発言する者あり）あつ、失礼しました。済みません。ありがとうございます。

本法案施行後、登録日本語教員に対しましては、その専門性を高めるため、国が研修機会を提供することとしております。日本語教師を対象とした研修につきましては、現在、文化庁において、多様な活動分野における日本語教師の育成を行う現職日本語教師研修プログラム普及事業を実施しますとともに、潜在的な日本語教師の復帰を促進する日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート

研修事業を今後実施する予定でございます。専門性の高い日本語教師の育成を図ってまいりたいと考えております。

○古賀千景君 受講時間はどれくらいを考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げた、最初の方の、現職日本語教師研修プログラム普及事業の方は約三十時間ほど、それから、学び直し、後者の、学び直し、復旧、あつ、復帰促進アップデート研修事業の方につきましては五十時間ほどを考えております。

○古賀千景君 まず講習が行われて、その後、登録日本語教員となった後には研修という形で分野が分かれて行われていくと思いますが、多分、日本語学校のレベルとか留学生のレベルって様々だと思います。それ、どんなふうに研修内容が変わっていくのか、もしよかったら教えてください。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え申し上げます。

今考えておりますのは、まずその登録をされた登録日本語教員の先生方に対しては、初任者研修というような形で、留学生、生活者、就労者、児童生徒等、難民等、海外といった分野の別にそういった研修を図っていきたいと考えております。その上で、現場で経験をお積みになられた後、中

堅者を対象とした研修というような形で、だんだんグレードアップしていくような形の研修をこれから考えていかなければいけない、そのように考えております。

○古賀千景君 登録までの講習費、そして今おっしゃっていただきました取得後の研修費の負担、費用負担についてお伺いしたいと思います。それは受講者が負担をするのか、日本語学校の方が負担をしていくのか、お願いします。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え申し上げます。

今申し上げました研修につきましては、基本的には文化庁において、国において行う研修という形を考えております。

したがって、これらの、現在もう既に行っている研修を見ますと、現在、実費程度は徴収させていただいているところがございますけれども、基本的には施行後も、本法案施行後も、国が提供する研修につきましては、この予算事業という形で、委託事業という形で進めまして、教員本人や認定日本語教育機関の金銭的な負担にも配慮しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

ただ、いずれにせよ、今後どういう研修を必要とするかは、現場の声をよく聞きまして、それに基づいてまたしっかりと制度設計してまいりたい

と考えております。

○古賀千景君 同じように質問させていただきますが、教育実習というのも行われるというふうには考えております。教育実習はどこで行われていくのか、まず場所というか、学校というか、それと、それに関する費用、教育実習に関する費用というところでお願いします。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え申し上げます。

教育、委員からも教育実習のお話ありましたが、この法案の方の言葉を使いますと、登録実践研修機関が行う実践研修という形でいわゆる実践を行う、おっしゃるとおり教育研修のようなものでございますけれども、それを試験をパスした後に受けていただくということとなります。

で、この場所は、今考えておりますのは大学、あるいは日本語教育機関の中でも教員養成的な機能を果たしているところがございますので、そういったところを見極めながら、この登録実践研究機関になっていただくべくこれからは働きかけてまいりますと思えますし、登録の制度でしっかりとこちらも支援させていきたいと、このように考えております。

そして、費用の方のことでございますけれども、登録実施、実践研修機関には受講料を納付しなければならぬという形となっております。受講料

の額につきましては、政令で定めるところにより登録実践研修機関が文部科学大臣の認可を受けて定めるといふ形になっております。

いずれにしても、金銭的な負担にも配慮したものとるように適切に検討してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ちょっと済みません、通告していませんが、その日本語が、例えばそこで講習を受ける学校がいろいろあるじゃないですか。その受講料は、大体、基本的には一緒という形でしょうか、それとも学校によって違うのでしょうか。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え申し上げます。

今申し上げたこの登録実践研修機関というのは、登録に係ります手続の一環でございますので、しかも、先ほど申し上げましたとおり、政令で定めるところにより文部科学大臣が認可を受けて定めるといふことになりましたので、基本的には同じ価格というふうに御認識いただければと思います。

○古賀千景君 受講者の方に今御配慮いただいているというのを伺いました。安心しました。受講者の方も金銭的に余裕のない方もいろいろいらっしゃるだろうということも考えますし、日本語学校の負担となったときには、感染症でかなり今厳しい経営をされていると思えますので、そこ

のところにもまた拍車が掛かるんじゃないかなということを私は心配しました。

そのことで、ああ、じゃ、お金が掛かるなら日本語教員になるのをやめようかなとか思うようなそういう教職員不足にならないかということとは心配しますが、そこはいかがでしょうか。

○政府参考人(杉浦久弘君) お答え申し上げます。経過措置という形の御質問ということでお答えさせていただきます。

令和四年度の文化庁有識者会議報告におきましては、登録日本語教員となるための経過措置といまして、質が担保された日本語教育機関に継続して勤務する教員のうち、民間試験の合格者など一定の要件を満たす者につきましては、国の行う講習の修了をもちまして日本語教員試験や実践研修を免除するといった考え方が示されているところでございます。

経過措置の具体的な内容につきましては、審議会等の意見を聴きまして政令以下で定めるということとなっておりますけれども、現職の日本語教員の財政的な負担にも配慮した形で円滑な制度移行が可能となりますよう、今申し上げた会議の報告の考え方も踏まえまして、法案成立後に具体的に検討してまいりたいと考えております。

あと、それから、済みません、恐縮でございますけれども、先ほど私申し上げた中で、研修時間

のお話がありましたときに、学び直し・復帰促進アップデートの研修事業、五十時間ほどと申し上げましたけれども、正しくは、今年度より開始する事業でございますので、この数字の五十というのはちよつとまだ検附中という状態でございます。ただ、イメージとしましてはそれぐらいの大きさのもの、規模のものというふうに御理解いただければと思います。

○古賀千景君 これからは日本語学校には登録日本語教員の免許を持たなければ教壇には立てないということになりますか。

○政府参考人(杉浦久弘君) お答え申し上げます。おっしゃるとおり、この法案におきましては、認定の日本語教育機関におきましては登録日本語教員が教えるという形になってございます。

○古賀千景君 今まで非常勤という形でお勤めだった方がいらつしやると思いますが、その方たちも日本語教育のその資格取得をしなければならぬのか、資格取得はしなくて、また別の非常勤という形で残るのか、その辺はいかがでしょうか。

○政府参考人(杉浦久弘君) お答え申し上げます。基本的には、その今の先生方につきましては移行期間が措置されますので、その期間の間にこの登録日本語教員になっていただくといったことが

必要となってまいります。

非常勤の先生がどのような形で勤務されるかというの、ちよつと具体的に、いろんな場合が出てくると思いますので、一概にちよつとかなか申し上げられませんけれども、基本的には、その認定の日本語教育機関で勤務される場合は登録日本語教員になっていただくことで促してまいります。基本的には、そうやっていくべきだと考えております。

○古賀千景君 じゃ、非常勤の方も必ず登録をしていくと、なっていくということですね。分かりました。ありがとうございます。

じゃ、先日の本会議での答弁についてちよつと二つお伺いしたいことがありますので、お願いします。

幼児教育のところで、幼児教育施設における外国人幼児等の受入れに関する教員研修プログラムの開発というのが御答弁の中にありました。これは幼児教育のみと考えるもよろしいでしょうか。

○国務大臣(永岡桂子君) お答え申し上げます。文部科学省では、近年、幼児教育施設における外国人幼児等への対応が増加しているということ踏まえまして、令和四年度の委託事業におきまして、幼児教育施設における外国人幼児等の受入れに関する教員研修プログラムというものを開発をいたしました。この研修プログラムでは、幼児

教育施設における外国人幼児等の入園の対応や日本語指導等に当たりましての配慮、この配慮事項というものを示しております。

この研修プログラムにつきましては、自治体や幼児教育施設の判断により活用いただくものでございまして、活用の義務化については考えているわけではございません。

○古賀千景君 では、二つ目に行きます。

日本語教員の処遇、待遇改善など財政支援の必要性と具体策について質疑をいたしました。そのときに、処遇改善のためにも、本法案により登録日本語教員の新たな国家資格を設けることになり、その処遇改善にもつなげてまいりますという御答弁があったと思いますが、具体的なお話がちょっと私は分からなかったので、もう一度お伺いします。

まず、留学生に対して奨学金などの措置をされるのかどうかということが一つ、そしてもう一つは、登録日本語教員の処遇、待遇改善に向けた認定日本語教育機関に対する財政支援の必要性についてのお考えを教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。まず、認定日本語教育機関への財政支援ということでございます。

本法案は、多様な設置主体により様々な事業内容を展開をしている日本語教育機関のうち、日本

語教育の質を担保する、確保する、失礼いたしました、教育の質を確保する観点から、一定の要件を満たすものを国が認定をすることで、在留外国人の日本語教育の環境整備に寄与しようとする仕組みであり、公の支配の下で学校教育法によります設置、認可等を行うものではございません。

このために、日本語教育機関への経常経費の措置ということは、行うことにつきましては慎重な検討が必要と考えていることから、経常経費の支援という形ではなくて、公益性の高い政策的な取組や、関係省庁との連携による当該機関に関する多言語で情報発信などを実施してまいります。

また、登録日本語教員が受講する研修等に対する支援でございますが、本法案施行後、日本語、登録日本語教員の専門性を高めるために国が研修等へ支援をすることとしておりまして、教員本人や認定日本語教育機関には必要な実費程度の徴収にとどめるなど、教員や認定機関に過度な負担とならないよう努めてまいります。

そして、留学生に対する支援でございますが、認定日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生につきましては、学業、人物共に優れて、そしてかつ経済的理由により修学が困難である者には、法務省告示校と同様に日本学生支援機構の留学生受入れ促進プログラムの対象といたしまして、これ奨学金を支給することを考えております。

○古賀千景君 先日の答弁の中で、児童生徒に向け研修を実施するとともに、小中学校における特別の教育課程などにおいて補助者としての積極的活用するところを行っていきたいという趣旨のものがありませんか。

どんな形で小中学校にその登録日本語教員の方が来ていただいて授業される、どんなイメージをお持ちなのか、教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） 古賀委員御指摘のとおり、本法案成立後には、登録日本語教員のうち特に児童生徒向け研修を受講した者等を、これ、小中学校におけます特別教育課程、夜間中学校などにおいて、補助者や学校と地域をつなぎますコーナーディネーターとして積極的に活用することなどを考えているところでございます。

具体的な活用の在り方につきましては、登録日本語教員が受講いたします児童生徒向け研修の内容等も踏まえまして、今後、詳細な仕組み等を検討していく予定でございます。

○古賀千景君 是非そのような機会をたくさんいただけたらなと思っております。

大臣もおっしゃっておりますが、この十年間で小中学校に日本語指導が必要な児童生徒は一・八倍に増加をしているという状況です。

私も先日、学校に行ってみました。日本語支援の教員がやっぱり子供たち一人一人にしっかりと授

業している様子を見せてもらいました。今、小中学校で日本語支援の授業、そうやって、を受けているという児童生徒数はどれくらいいらつしやるんでしようか。

○政府参考人（藤江陽子君） お答え申し上げます。

委員御指摘の点でございますけれども、先ほど大臣からも御答弁申し上げたこの特別の教育課程ということで、その公立の小中学校等に在籍する日本語指導が必要な児童生徒でその特別な教育課程による日本語指導を受けている児童生徒数は、令和三年度の実施した調査結果によりますと三万八千五百七十七人となっております。○古賀千景君 様々地域によつて異なりがあるというふうにも伺っておりますが、何か多い学校はかなりの数いるんじゃないか、いらつしやるというお話を伺っております。割合的に、その特別の日本語支援の授業を受けているお子さんが多い学校、例えば多いところではどれくらいの割合でしようか。

○政府参考人（藤江陽子君） 個々の学校にというところはちよつと今すぐお答えすること難しいですけど、全体の数でいいますと、公立の小中学校段階の児童生徒数が九百二十万ほどということ、そのうち日本語指導が必要な児童生徒数は五万三千人ほどということで、公立の小中学校段階

の児童生徒数に占める日本語指導が必要な児童生徒の在籍割合は約〇・六%ということでございます。

ただ、一方、先生御指摘のように、非常に地域によつて、集住しているところ、あるいは散在しているところ、開きがございまして、例えば県レベルで申し上げますと、一番多いところはその一つの県で一萬二千、一萬三千ほど、そして少ない県ではもう二十何人とかですね、そういうことで、非常に様々、何というか、集住と散在の状況があるという状況でございます。

○古賀千景君 学校によつては三分の一ぐらいがそういう特別な日本語教育の指導を受けているというふうなことも伺っているので、分かりました。ありがとうございます。

じゃ、その日本語支援教育を受けている子供たちの母国語はどんな形に、どれくらい、何種類ぐらいあつて、どんな言葉があるのか教えてくださいますか。

○政府参考人（藤江陽子君） 令和三年度の実施いたしました日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査というものにおきまして、日本語指導が必要な児童生徒の家庭及び日常生活における比較的使用頻度の高い言語に関する調査というものをやっているところでございまして、その調査結果によりますと、公立の小中学校等に在

籍する日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語別割合は、高い順に、ポルトガル語が二六・二%、それから中国語が二〇・五%、そしてフィリピン語が一四・九%となつているところでございます。同様に、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の言語別の割合というものは、高い順に、日本語二九・四%、フィリピン語二〇・九%、中国語一七・三%という状況となっております。

○古賀千景君 子供たちの状況つて、それだけ言語が違つていて、今、そして、英語が、日本語は駄目だけど英語は話せるよというお子さんがいたりとか、習得状況、日本語がしゃべれる、ある程度しゃべれて来ている子とか、しゃべれて、全くしゃべれなくて来ている子とか、すごくたくさん個性で個別に違ふと思います。

今の文科省の規定の中では、十八人に一人教員を付けるという定数があります。最終的に十八人に一人なので、今はもつと多いと思う、もつと多い数を教えていると思うんですが、この十八人に一人つて、その様々な言葉をしゃべる子供たちに対応していくにはちよつと多過ぎるんじゃないか、子供たちが多過ぎるのではないかと思ひますが、そこについてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。日本語指導が必要な児童生徒の増加など、やはり複雑化、困難化する教育課程への対応を図るた

めには、教職員定数の改善を行うことにより、学校の指導、運営体制の強化充実を図ることは重要と考えております。

このため、先日、私から中央教育審議会に対しまして、質の高い教師の確保のための環境整備について諮問をしたところでありまして、教職員配置を含みます学校指導、運営体制の充実の在り方についても、今後、中教審の方で総合的に検討していただくということしております。

○古賀千景君 済みません、通告をしていないので、分からなかったら結構ですが。

学校に十八人いなかった場合、例えば五人とか、そんな場合って配置がないですよ。その場合ってどんなふうになさっているのか、もし分かたら教えてください。

○政府参考人（藤原章夫君） お答えいたします。これは、教職員定数の算定の仕方でございますけれども、基本的には都道府県単位で加配定数を算定をいたしまして、あっ、基礎定数を算定いたしましたして、都道府県の裁量の中で必要な学校に配置をしていただくと、このようなことになっておりますものですから、十八人いれば一人の教員が措置をされる、その実際の配置というのは都道府県教育委員会の判断で行われると、こういったこととございます。

○古賀千景君 じゃ、一人の教員が幾つか学校を

回るとか、そんなこともあるということでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） そこは現場の判断でございますので、そのような運用もあり得るものと考えております。

○古賀千景君 私、学校に行つて様子を見せていただいたときに、英語で書かれている算数の本があつて、あっ、こうやってやってくださっているんだなというのでちよつと感激しました。ほかにデジタル教科書があつたりとか、そういう様々な教材の御準備をいただいているんだなと思ひました。

母国語がやっぱり英語だけではないので、様々な日本語支援の子供たちが増えている、そして言語も、先ほどおっしゃっていたように、ポルトガル語があつたりとか中国語があつたりとかしている中で様々な教材が必要なのではないかなと思ひますが、その点と、その予算措置などももしよかつたら御説明ください。

○政府参考人（藤江陽子君） 委員御指摘のとおり、教科指導の際に、先ほども申し上げましたが、母語も多様化しておるところでございますが、母語を用いた教材を活用するといったことは有効であるというふうに考えます。

文部科学省におきましては、日本語指導や教科指導のための多言語教材等を文部科学省が作成す

るといふようなことはしておりませんが、教育委員会ですとか大学、NPO法人等が作成、公開している日本語指導や教科指導のための多言語の教材や文書等を検索することができるポータルサイト、かすたねつとというものを管理運営させていただいております、そのための予算を措置しているところでございます。

引き続き、このポータルサイト、かすたねつとの活用を促進し、日本語指導が必要な児童生徒等のきめ細かな支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○古賀千景君 私も通告のときそれを伺つたので、ちよつと見てみたら、すごい様々な言語に対応している、分野も広くて、ああ、こうやって子供たちのためにやっていたらいいんだなというのは私も感激しました。こんなふうに対応いただいで、とても現場も喜んでいいます。

もう一つ、文科省の方では、そういう今、私、今まで、その子の個別というところはずつと、の授業と学習というところでやっておりますが、文科省は個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実というところを言われていると思ひます。

個別の部分はそうやって個々に対応していただいで、教員が付いて、かすたねつとがあつてですが、じゃ、その協働的な学びという視点で、その学級に入つて、そしてそこで日本の言葉を使う子

供たちと接していくという、その協働的な学びというところの視点はどのようにお考えでしょうか。
○国務大臣（永岡桂子君） 外国につながる子供たちと、またそれ以外の子供たちが共に学ぶということは、やはり互いの長所や特性を認め、そして広い視野を持って、異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるものでありまして、国際社会の一員として活躍できる人材の育成にもつながると考えております。

このため、文部科学省としては、外国につながる子供たちも含めて、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保し、そして一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育、そういう教育の実現を目指してまいりたいと思っております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

私が伺った学校では、保護者の方の様々な提出書類が教育委員会や役所などにあるんですが、それが書けない保護者の方がたくさん、読めない、書けない保護者の方がたくさんいらっしゃって、その保護者の方に学校に来ていただいて、その書類を書くお手伝いを教職員がしております。そして、様々な、就職のこととかいろいろなことを、家庭訪問を行いながら、保護者と連携を取って子供たちにやっている、これがその日本語教員の方のお仕事としてやっております。子供た

ちの中には、おうちの方の仕事が夜で朝起きれないと、そんな子供たちのところにも行って、朝起きて、そしてやっていると教員がたくさんいるんです。そういう仕事も、もちろん教員の人も一生懸命やっております。子供のためです。精いっぱいやっております。しかし、これは教職員の業務かなということをお感じになりました。

そういう保護者関係のことであるいろいろな手助けをしていく、これは、この前、中教審でありました中間まとめの中の、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、この三つのうち、どこに分類されますか。

○国務大臣（永岡桂子君） どちらにどのような分類されるかというのはここでは差し控えさせていただきますかと思っておりますけれども、やはり学校、教師の業務につきましては、服務監督権者である教育委員会が適切に定めるものです。

平成三十一年一月の中教審の答申におきましては、学校、教師の業務につきまして、今先生がおっしゃいましたように、基本的には学校以外が担う業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、そして、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということに分類をされております。

教師の業務の適正化を図ることが提言されている

わけでございます。その中で、支援が必要な児童生徒、家庭への対応は、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということでございます。

文部科学省では、外国人児童生徒受入れに係ります指導体制構築のため、日本語指導に必要な教職員定数の着実な改善、日本語指導教師や日本語これは母語ですね、母語支援員等の外部人材の配置、多言語翻訳アプリなどのICTを活用した保護者に対する支援など、外国人児童生徒等に対する指導、支援体制の構築に取り組む自治体への支援などの取組を行っております。教師の負担軽減の観点から、引き続きましてこれらの取組を進めてまいります。

○古賀千景君 ありがとうございます。

先ほども、あつ、先日お話ししましたが、学校というのは、今おっしゃったとおり、教職員がどうしても不足しています。二十人例えば担任が必要なのに、配置され、見付かった教員が十八人とかいう場合ですね、担任、日本語教員は担任ではないので、その日本語教員とかの担当している人たちをみんな担任側にまず押しやるわけです、学校現場としては。担任にまず配置をして、そしてその後、授業を受け持つ人たちがその足りない二人とかになったりする場合が学校にはよくあります。そういう、なった学校を実際聞きましたが、そういう場合って、日本語教育をする教員がいな

というようなことになると、その日本語に、海外にルーツのある子供たちが置き去りにされているのではないかと考えますが、そこはいかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。

教師が配置できなかったために日本語指導が必要な児童生徒に対して指導が行えなかったという状況がどの程度発生しているかは把握をしておりませんが、日本語指導に限らず、学校における教育活動を全うするためには十分な指導体制の確保が必要であると考えます。

文部科学省といたしましては、教師のなり手確保を支援するために、全国各地の教師募集情報を一覧できるサイトの開設、また、現在教職に就いていない免許保持者に対する教職への入職支援などの取組を行っているところでございます。

今後も、各教育委員会の実情を聞き、更なる教師人材確保の取組を検討しつつ、日本語指導補助者等の活用も含めまして、必要な指導体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

そうやって足りないときには、よく臨時採用教職員がそこに入っていたりとかする場合があります。実は私は、二十年間、臨時採用教職員でした。二〇一一年にやっと、二十年間臨採をして、採用されました。その当時の、これはもう間違わ

れて全然結構です、福岡県の私の賃金は、臨時から正規に上がったとき、どれくらい上がったと思われませんか。

○国務大臣（永岡桂子君） ちょっと分かりかねます。

○古賀千景君 実は、十一万、月に十一万、私は正規教員になったときに上がりました。すごい年収が変わりました。でも、やっていることは全く一緒で、担任はもちろんやっているし、体育主任もやりましたし、文化祭を中心に、音楽科ですのでもやりました。そういうことをずっとやっているで、回しました。そういうことをずっとやっている、そのときの同一労働同一賃金というところの観点ではどのようにお考えになるかを教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） 今のお話伺いまして、大分昇給したのだなという思いがいたします。

やはり、臨時的任用教員も含めた地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の第二十四条に規定をいたします職務給の原則等の趣旨を踏まえまして、職務の内容と責任に応じて地方公共団体の条例等において適切に決定すべきものでございます。

また、臨時的任用の地方公務員の給与につきましては、総務省から、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付を行ったり各級の最高号給未満の水準を上限として設定

したりする取扱いが改める必要があることに留意すべきと示されるなど、適切な給与水準に向け周知徹底が図られてきたところでございます。

文部科学省といたしましても、臨時的任用教員の適切な処遇の確保に向け、これ任命者、任命権者ですね、であります教育委員会に対して、給与水準の考え方等について引き続きまして周知徹底を図ってまいります所存です。

○古賀千景君 ありがとうございます。

すごく頑張っていたらいていて、いろいろ会計年度任用職員制度で変えていくべきだったりとか、そんなふうに関が動いてくださっているのはよく知っています。しかし、教員不足がこれだけ言われて、臨採が足りないと言っている中、もちろんこれは任命権者である地方自治体の管轄ではあるとは思いますが、これだけ人不足になっているときの臨採の処遇というところにも改善が今後もしていただけたらなと思います。

終わります。

○委員長（高橋克法君） 古賀先生、済みません、まだ終わらないでください。

文化庁杉浦次長の答弁の中に誤りがあったので訂正をしたいという申出がありましたので、発言を認めます。

○政府参考人（杉浦久弘君） お答え、あつ、申し訳ございません、訂正を一つさせていただきます

と思います。

先ほど古賀委員、古賀先生の方から御指摘、御質問あった登録実践研修機関、いわゆる教育実習なるもの、これの手数料といえますかその受講料のことについてでございますけれども、基本的に同じような水準の額だという話は申し上げたつもりではございますけど、そこについてもう一回、改めて申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、この機関の定め、この受講料の定め方につきましては、政令で定めるところにより登録実践研修機関が文部科学大臣の認可を受けて定めるとい形となります。これが正しい過程でございます、その際は金銭的な負担にも配慮したものと適切に検討するというところでございますので、同じ額となるかは機関の置かれている状況あるいは環境等々によって若干左右される可能性があります、ある程度の幅が出てくるものという予測も立ちます。いずれにしても、これからのこの定め方につきましては政令でも定めますものから、その辺りにつきましては審議会等々でよくいろいろ御意見を聴取しながらしっかり検討してまいりたいと思えますが、同じというちょっと、同一という、ではないかもしれないので、その旨、済みません、訂正させていただきます。よろしくお願

します。

○古賀千景君 ありがとうございます。終わります。

○宮口治子君 おはようございます。立憲民主党の宮口治子でございます。よろしくお願いたします。

本法律案は、令和元年に成立した超党派による議員立法、日本語教育推進法を基に検討が進められてきたもので、この法律案により、日本語教育機関は文部科学省が法的な根拠を持って審査し、認定できるようになります。推進法の基本理念である、外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を実現しなければなりません。本法律案の施行期日まで一年を切る中、多くの事項がこれから設けられる審議会での議論であったり文部科学省令に委ねられていることとなっていて、様々な懸念がありますので、日本語教育機関の認定制度の創設に関して項目ごとに質問をしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、認定日本語教育機関の類型についてお伺いします。

令和五年一月の有識者会議報告書では、認定日本語教育機関には、留学、就労、生活、この三つの三類型を設けることが提言されており、これま

での審議において、文科省も、留学生のみならず就労者や生活者を対象として、日本語教育を実施する機関も含めて一定の要件を満たす場合は認定の対象となると答弁されておられます。しかし、具体的なことは文部科学省令で定める認定基準に委ねられ、特に、就労者や生活者を対象とした日本語教育機関についてはどのような機関を認定するのか明確でないことが、これまでの審議でも度々指摘をされました。

本法律案の施行期日まで残りあと十か月余りとなっておりますけれども、どのような学習者を対象とした機関をどういった目的で認定するのかの詳細を明らかにしなければ混乱が生じると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。特定日本語教育機関の認定に当たりましては、令和四年度の文化庁有識者会議におきまして、留学生を対象とした留学、就労を目的に我が国に在留する外国人を対象とした就労、地域で生活者として在留する外国人を対象とした生活の三つの分野別に日本語教育課程を評価する方向性の提言をいただいております。

この提言を踏まえまして、本法律案成立後でございますが、審議会等におきまして認定基準等を検討し、三つの分野別にその対象者や機関の目的についてお示しをしたいと思います。